

「おトクにお試しだけ」のつもいが「定期購入」だった！

事例

2ヶ月前、ネット広告を見て、定期縛りなしの初回500円の酵素ドリンクを注文し、コンビニで支払った。その後、注文していないのに2回目の商品が届いた。配達業者に受取拒否したいと伝え、事業者には電話し着払いで送り返してもよいとの事で返品した。解約できたと思っていたところ、13,182円の請求書が届き、数日後、3回目の商品が届き、受取拒否した。事業者に連絡し、「2回目の商品を着払いで解約返品したのに、なぜ請求書が届くのか」と伝えましたが、一切返品は受け取っていないし、解約できないと言われ、どうしたらよいか。（60歳代）



アドバイス

- 「定期縛りなし」という広告でも、「購入回数の制限はない、定期コース」の可能性もあります。
- インターネット通販は、広告の契約内容、支払総額、返品・解約など、事業者の決まりに従わなければなりません。いったん注文すると、簡単に契約を解除することはできません。注文する前に、返品・解約の条件を確認しましょう。
- 継続期間が定められていない場合でも、解約に当たって「次回発送日の〇日前に連絡が必要」のように、申請期間に制限や通常価格を支払う条件が定められているケースがあります。
- スマホ画面では、最後の方に、小さい文字で条件等が書かれている場合があります。「安くなる」を強調する広告は特に詳細を確認しましょう。
- トラブルにあったら電話やメール等の記録を残しましょう。困ったときは、早めに消費生活センターに相談してください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター

☎(01654)2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2階

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

